

令和8年度熊本市ボランティア活動保険契約に係る仕様書

1. 契約内容

令和8年度「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める損害保険契約

2. ボランティア活動の範囲

ボランティア活動団体が、無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、その他社会貢献活動の継続的、計画的な公益性のある活動で、概ね別紙1に定める活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）とする。

3. 保険契約者

熊本市長 大西 一史

4. 被保険者の範囲

- (1) ボランティア活動を行うため市民により自発的に構成された団体の指導者若しくは活動者（代表者、指導者を含む団体の活動の参加者。団体の活動の参加者であれば、市外の者も対象とする。）
- (2) 被保険者については無記名方式とし、記名登録は要しないものとする。
- (3) 被保険者についての年齢制限は、ないものとする。

5. 保険料算定基準

- (1) 令和7年（2025年）11月1日推計人口：729,174人
- (2) 過去の事故件数及び保険金支払額（別紙2）

6. 保険対象事故

(1) 損害賠償責任事故

ボランティア活動中に、指導者若しくは活動者の過失により、ボランティア活動中の活動者又は第三者の生命、身体又は財物若しくは保管物に損害を与え、指導者若しくは活動者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任（同居の親族に対して負担する損害賠償責任を除く。）を負う事故（参加者がボランティア活動団体の作った昼食等を食したことにより、細菌性またはウイルス性食中毒を発症した場合を含む。）

(2) 傷害事故

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（日射病・熱射病等の熱中症による事故も含む。）で、ボランティア活動の指導者及び活動者が死亡し、又は負傷した事故

7. 補償額

(1) 損害賠償責任保険の場合

ア 身体賠償	1事故につき 1名につき	最高 1億円 最高 5,000万円
イ 財物賠償	1事故につき	最高 5,000万円
ウ 保管物賠償	1事故につき	最高 300万円

その他の条件は、熊本市ボランティア活動保険実施要綱第11条第2項のとおりとする。

(2) 傷害保険の場合

ア 死亡	1名につき	300万円
イ 後遺障害	1名につき	最高 300万円
ウ 入院	180日を限度として	日額 3,000円
エ 通院	90日を限度として(180日以内)	日額 2,000円

8. 保険期間

令和8年(2026年)4月1日(水) 午後4時から

令和9年(2027年)4月1日(木) 午後4時まで

9. 保険料の支払い

令和8年(2026年)4月1日(水)の午後4時までに支払うものとする。

10. 事故の認定

事故の認定は市と損害保険会社(損害保険代理店)が協議の上行うものとする。

11. 事務処理について

(1) 保険金請求事務の流れ

損害賠償責任保険、傷害保険ともに別紙3又は別紙4のとおり

(2) 保険金の支払い

損害保険会社(損害保険代理店)は、保険金を支払うときは、指導者又は活動者が開設している取引金融機関の口座に振り込むものとし、指導者又は活動者に対して保険金支払通知書を送付するとともに、市長に対しても当該通知書を送付するものとする。

12. 個人情報の取り扱いについて

(1) 損害保険会社(損害保険代理店)は、個人情報(個人情報に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(2) 損害保険会社(損害保険代理店)は、この契約による業務に関して知ることのできた

個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (3) 損害保険会社（損害保険代理店）は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。
- (4) 損害保険会社（損害保険代理店）はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (5) 損害保険会社（損害保険代理店）はこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 損害保険会社（損害保険代理店）は市の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 損害保険会社（損害保険代理店）は、この契約による業務を処理するために市から引き渡され、または自ら行うものとして取得した個人情報を、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。
- (8) 損害保険会社（損害保険代理店）は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

13. その他

- (1) 保険料は、一括して支払う確定保険料のみとし、精算は行わないものとする。
- (2) 保険の適用範囲として、補償は、集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間並びに自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途上中に発生した事故に対して行うものとする。ただし、自動車（原動機付自転車を含む。）の運行に起因するものは、損害賠償責任保険は該当せず、傷害保険のみを対象とする。
- (3) 日本国内で行われるボランティア活動に限り宿泊を伴う活動も対象とする。
- (4) ボランティア活動の準備のための事前打合せ会議等もボランティア活動とする。
- (5) 傷害保険においては、軽微なけが（保険金請求が5万円以下で通院延期間が1ヶ月以内）の場合は、医師の診断書は不要とする。
- (6) 特殊な事例については、損害保険会社（損害保険代理店）と市の協議により決定する。
- (7) その他この仕様書に記載なき事項については、熊本市ボランティア活動保険実施要綱（別冊）、熊本市ボランティア活動保険解説（別冊）を適用する。

別紙1

保険適用活動一覧表

ボランティア活動の範囲	活動内容
①地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動 防災活動、防犯活動 交通安全活動 保健衛生活動 自治会、校区自治協議会、子ども会等地域団体の運営 等
②社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障害者等への援護活動
③社会教育活動	○スポーツ活動 バドミントン、卓球、テニス、水泳、凧上げ、 ハイキング、ウォーキング、オリエンテーリング、 バレーボール、ドッジボール、ゲートボール、 スポーツ大会応援、エアロピクス、幼児体操、ラジオ体操、 ソフトボール、身障者スポーツ、体力テスト、マスゲーム、 アーチェリー、弓道、ボウリング、ハンドボール、 サイクリング、マラソン、野球、ウインドサーフィン、 バスケットボール、剣道、キックベースボール、スケート、 なぎなた、ヨット、キャンプ、運動会、サッカー、スキー、 柔道、空手、拳法、居合い、相撲、レスリング、サーフィン、 アメリカンフットボール、ラグビー、ホッケー、カヌー ○文化活動 料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、詩吟、茶道、 民謡踊り、盆踊り、町内会祭、ダンス、短歌、囲碁、将棋、盆栽、 俳句、邦楽、謡曲、演劇、人形劇、影絵、手芸、各種学習、講座、 講演会、研究会、読書会、地域文化
④青少年育成活動	地域の青少年育成団体の指導育成活動 非行防止パトロール
⑤その他社会奉仕活動	その他、市長が特に必要と認める活動

備考

- 1 スポーツ・文化活動の参加者とは、競技や活動への参加のみを目的とする者をいい、ボランティア活動者には含まない。
- 2 ボランティア活動には各種活動の事前会議、宿泊を伴うものも含むものとする。

別紙2

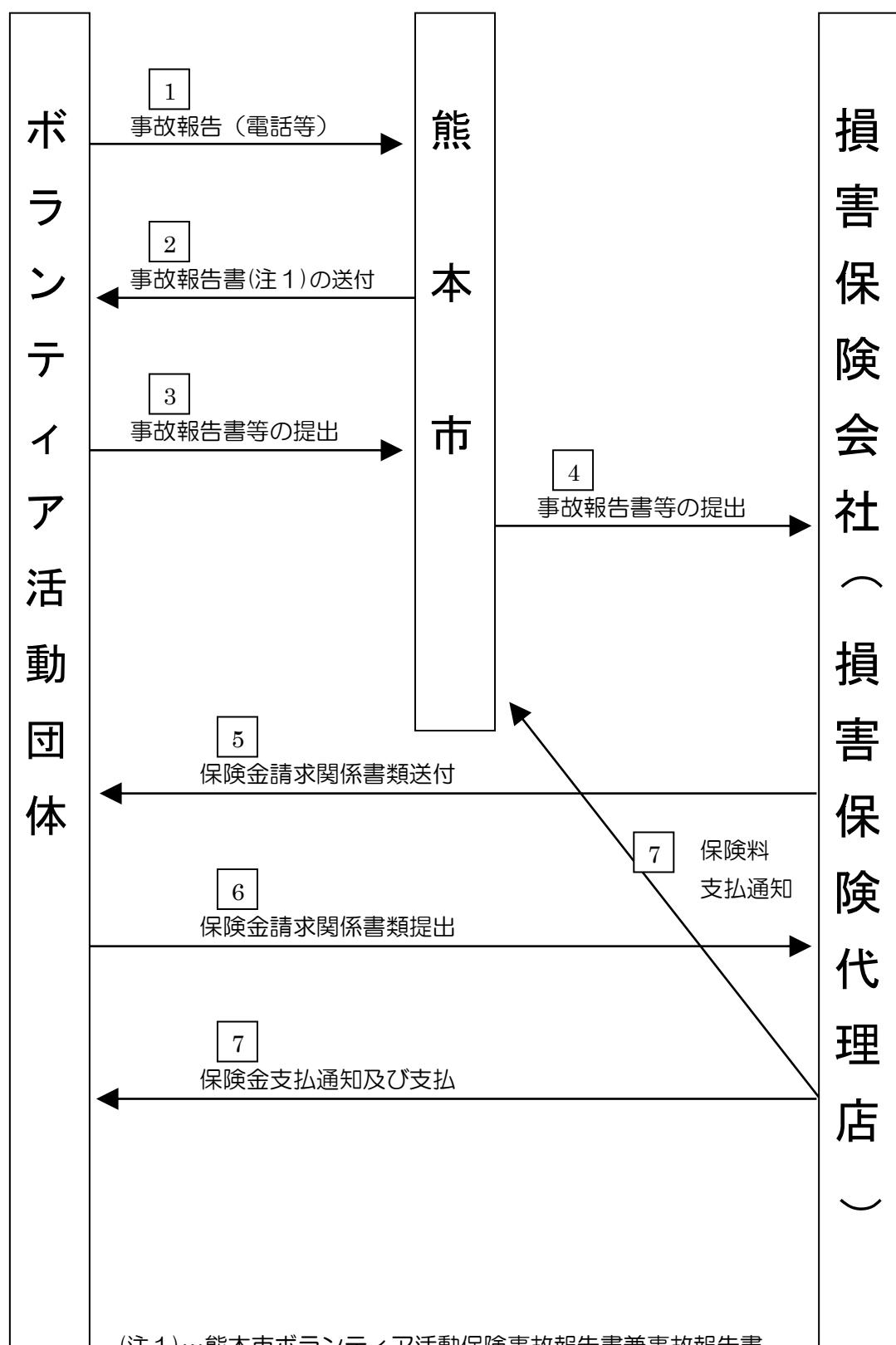
熊本市ボランティア活動保険 過去の事故件数及び保険金支払額

(令和7年(2025年)12月24日現在)

年度	活動者数(人)	事故件数	保険金支払額(千円)
H25	人口(H24.12.1) 738,678	36 うち賠償 0件	2,758
H26	人口(H25.11.1) 739,571	45 うち賠償 2件	3,139
H27	人口(H27.1.1) 740,223	47 うち賠償 2件	7,482
H28	人口(H28.11.1) 739,839	51 うち賠償 2件	4,638
H29	人口(H29.11.1) 740,170	47 うち賠償 0件	4,916
H30	人口(H30.11.1) 739,901	44 うち賠償 7件	3,980
R1	人口(R1.11.1) 739,635	39 うち賠償 3件	3,083
R2	人口(R2.11.1) 738,557	30 うち賠償 3件	2,771
R3	人口(R3.11.1) 739,571	28 うち賠償 1件	2,506
R4	人口(R4.11.1) 731,598	32 うち賠償 0件	2,766
R5	人口(R5.11.1) 731,815	46 うち賠償 4件	3,720
R6	人口(R6.11.1) 731,313	48 うち賠償 7件	2,930
R7	人口(R7.11.1) 729,174	33 うち賠償 3件 (未処理9件)	1,307

※令和7年度までは団体に所属している指導者及び活動者を保険の対象としていた。

別紙3



別紙4

